

小田原市納付金口座振替約定

- (1) 振替日は、原則として納期の最終日としてください。
- (2) 貴店に納入通知等が送付されたときは、私に通知することなく納入通知書等記載金額を預（貯）金口座から引き落としのうえ支払ってください。
この場合、預（貯）金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預（貯）金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振り出しはいたしません。
- (3) 振替日において、納入通知書等記載金額が預（貯）金口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく納入通知書等を返却しても差し支えありません。
- (4) この契約を解約（廃止）するときは、私から貴店に書面により届け出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり小田原市から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取り扱って差し支えありません。
- (5) この口座振替（自動払込）について疑義が生じても、貴店の責めによる場合を除き、貴店には迷惑をかけません。
- (6) この依頼書は、特別な事情がない限り、次年度以降も有効とします。
- (7) 固定資産税・都市計画税の口座振替（自動払込）を申し込むときに、納入義務者欄の共有名義分記入箇所記入のない場合には、単独名義のみ申込みをしたものとして取り扱って差し支えありません。
- (8) 口座振替（自動払込）された税・料金等についての「領収証書」は、指定した預（貯）金口座の通帳に記載することにより省略されて差し支えありません。なお、必要な場合は小田原市へ申し出ます。

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。